



公益社団法人 鹿沼日光法人会

かぬまにこう

Vo.1
29
通巻74号

2020 秋号【令和2年11月1日発行】

竜頭の滝(日光市)

CONTENTS

公開講演会・令和2年度税制改正に関する提言書を提出	1
第8回会員親睦チャリティーゴルフ大会	2
鹿沼税務署長着任あいさつ	3
税務署からのお知らせ	
年末調整関係の留意事項・納期特例猶予	4~6
誌上講演会Ⅰ 不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは?	7
誌上講演会Ⅱ 家族のあり方も見つめ直す—コロナ後の日常	8
管内イベント情報・法人会セミナー	9
会員紹介 7つの間違い探し	10

『令和2年分 年末調整説明会～「IDパスワード発行会」同時開催～』のお知らせ

【日時・場所】*開催時間は、いずれも13:30~15:30となります。

開催日	場所
11月27日(金)	鹿沼商工会議所 大会議室
12月2日(水)	日光市藤原行政センター内 藤原公民館
12月3日(木)	日光商工会議所 日光事務所
12月4日(金)	日光商工会議所 今市事務所

【内容】「年末調整のしかた」「法定調書の作成と提出」(説明)、
ID・パスワード発行

【お申し込みは】同封のチラシをご覧の上、お申込みください。なお、
ID・パスワード発行会は、事前予約不要です。

公開講演会 “舞の海秀平講演会”を開催!

～10月3日（土）開催、「可能性への挑戦」を語る～



去る10月3日（土）午後2時より、ニューサンピア栃木（鹿沼市内）において、NHK大相撲解説者“舞の海秀平氏”をお招きし、公開講演会を開催、96名の方に来場いただきました。

この講演会は、当法人会の社会貢献事業として開催し、著名人をお迎えして、広く一般の方々へもご聴講いただくことを目的としております。

今回は、元関取で、現在NHK大相撲解説者として活躍され、大変人気の高い「舞の海秀平氏」を招聘、『可能性への挑戦』と題してご講演をいただきました。

舞の海秀平氏は、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町出身で、

日本大学を卒業後、山形県の高校教師に内定していたにもかかわらず、周囲の反対を押し切って大相撲入りを決意。

1990年5月、出羽海部屋に入門以来、角界最小の身体ながら、「猫だまし」や「八艘（はっそう）飛び」など、ファンを驚かせる数々の技を繰り出し、“技のデパート”の異名をとりました。その後、1999年11月の引退まで、技能賞を5回受賞、最高位は小結となっています。

現在は、NHK大相撲解説者を務めるなど、各方面で幅広く活躍しております。

今回の講演は、「可能性への挑戦」と題し、これまでの関取人生を通じての様々な経験や対戦を振り返り、ユーモアを交えた解説をしていただきました。結びに、「可能性がある限り挑戦し続けることが、人生の醍醐味である、との信念を持ち続けてほしい」と締めくくっていただきました。

講演終了後、会場から割れんばかりの拍手となり、お聴きいただいた参加者には、大変喜んでいただきました。

ご来場いただきました多くの皆様、大変ありがとうございました。

「令和3年度税制改正に関する提言書」を 各市長・市議会 議長・教育長に提出!

（一社）栃木県法人会連合会が、県内法人会会員の意見をもとにまとめた「令和3年度の税制改正に関する提言書」（本誌24号に掲載）を、去る10月15日（木）、片柳鹿沼支部長より、佐藤鹿沼市長、増渕鹿沼市議会議長、中村鹿沼市教育長に、また、神保日光支部長より、大嶋日光市長、斎藤日光市議会議長、

生井日光市教育長に提言書を提出しました。

また、今回は、新型コロナウイルス感染防止のためにお使いいただきました、鹿沼市と日光市に、手指消毒剤の寄贈を行いました。



鹿沼支部



日光支部



雨に見舞われつつも、心も身体も熱くチャレンジ!! “第8回会員親睦チャリティーゴルフ大会”を開催

当法人会主催による第8回会員親睦チャリティーゴルフ大会が、去る10月8日（木）、杉ノ郷カントリークラブ（日光市）において、会員58名が参加して開催されました。

当日は、台風接近の影響もあり、あいにくの空模様となりましたが、日頃の運動不足の解消と、参加者の意気込みが、雨の冷たさも物ともせず、プレイヤーからは、“ナイスショット”的な声がグリーン上に響きわたりました。

今回は、新型コロナウイルス感染防止のため、「団体戦」は行わず、「個人戦」のみとし、前半9ホールの成績で順位を決定して、各賞の贈呈となりました。

なお、今回は、新型コロナウイルス感染防止のため、参加者より、チャリティーモードを行い、鹿沼市と日光市に、手指消毒剤を寄贈いたしました。

参加者の皆様、ご協力ありがとうございました。

また、雨の中、大変お疲れ様でした。

なお、今回の事業に次のとおりご協賛をいただきましたので、ご報告いたします。大変、ありがとうございました。

【協賛企業】

大同生命保険株式会社宇都宮支社 様
AIG損害保険株式会社宇都宮支店 様
アフラック宇都宮支社 様



第8回会員親睦ゴルフ大会上位成績

*ネット、グロスとも、いずれも前半(モーニングハーフ)の成績。

【個人戦】*敬称略

優勝 湯浅 有二 (今市ブロック) ネット 35.2

準優勝 伊藤 郁夫 (今市ブロック) ネット 36.4

三位 阿久津 智春 (栗野ブロック) ネット 36.6

【ベストグロス賞】*敬称略

三中 春彦 (今市ブロック) グロス 39.0 ネット 39.0



優勝した 湯浅有二氏（左）



ベストグロス賞に輝いた 三中春彦氏（左）

会員をご紹介ください

会員増強運動を展開中!

～令和3年3月31日まで、目標100社～

当法人会では、現在、会員増強運動を展開しております。

お近くの企業で、まだ会員になっておられない会社をご紹介ください。

ご紹介は、本誌折込みの“会員増強運動を推進しています”（チラシ）をご利用ください。

会員の皆様、ご協力よろしくお願ひいたします。

着任のあいさつ

鹿沼税務署長 鶴見 泰之

この度の人事異動により、宇都宮税務署総合特別国税調査官から鹿沼税務署長として着任いたしました鶴見でございます。

昨年度は鹿沼税務署管内に何度かお邪魔しましたが、管内はユネスコの世界文化遺産に登録された「日光の社寺」、東京の奥座敷と称される鬼怒川温泉を代表とする有数の温泉地などを抱えており、歴史、自然にあふれたこのような場所に着任できることを大変光栄に思っております。

前任の伊東同様、よろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、今般の新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた多くの方々に対しまして、謹んでお見舞い申し上げます。

また、医療従事者の皆様をはじめ、現場の第一線でご活躍されている方々に対しましても、心から敬意を表しますとともに、一日も早い収束を祈念しております。

公益社団法人鹿沼日光法人会の皆様におかれましては、片柳会長の強力なリーダーシップの下、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、各種説明会の開催やe-Taxの利用推進、自主点検チェックシートを活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献されています。

この度の新型コロナウイルスへの税制上の措置の広報などについても早期にご協力いただいており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

税務署といたしましては、その感染拡大の影響により厳しい状況となられている方々に向け、申告期限の延長制度や納付の猶予制度のほか、欠損金の繰戻しによる還付制度の特例などの納税緩和措置が早期に活用されるよう、きめ細やかな相談体制の整備に取り組んでまいりますので、引き続きのお力添えをお願い申し上げます。

更に、決算期別説明会が資料配付のみとなっているほか、年末調整説明会の中止や事前予約制度のより一層の普及・定着など、ソーシャルディスタンスの確保等の新しい生活様式への的確な対応が求められております。

このような制約下におきましても、役員の皆様及び事務局と従来に増して連携・協調しながら、できる限り会活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、微力ではございますが尽力してまいいる所存でございます。

結びに、公益社団法人鹿沼日光法人会及び会員企業の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、そしてこの新型コロナウイルスの感染拡大が一日でも早く収束し、平和な日常が戻ってくることを祈念申し上げまして、着任のあいさつとさせていただきます。

鹿沼税務署に着任いたしました。よろしくお願ひいたします。



職名 / 署長
氏名 / 鶴見 泰之
前任地 / 宇都宮税務署
特別国税調査官
(総合調査担当)
特別国税調査官
趣味 / スポーツ観戦（今はテレビのみ）

●法人会に一言

税務行政を円滑に運営していくためには、その良き理解者であります法人会の皆様の温かいご支援が不可欠であり、今後とも引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

●好きな言葉

感謝



職名 / 総務課長
氏名 / 馬田 茂喜
前任地 / 関東信越国税不服審判所
審査官
趣味 / 神社巡り

●法人会に一言

日頃から格別のご協力を賜りありがとうございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響でいろいろ厳しい状況ではありますが、力を合わせて乗り切っていきたいと思います。引き続きのご協力をお願いいたします。

●好きな言葉

正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的

1 令和2年分 年末調整関係の主な改正事項

- (1) 給与所得控除額が10万円引き下げられています。
(2) 基礎控除額が10万円引き上げられています。
(基礎控除を適用する場合、「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要です。)
(3) 一定の要件に該当する場合、所得金額調整控除が適用されます。
(所得金額調整控除を適用する場合、「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。)
(4) 各種控除の対象となる扶養親族、配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ10万円引き上げられています
(5) ひとり親控除又は寡婦(寡夫)控除の改正については、令和2年分以後の所得税について適用されます。
なお、日々の給与等及び公的年金等に対する源泉徴収では、改正前の控除が適用され、年末調整では、改正後の控除が適用されます。
- ※上記の詳細やその他の改正事項等は、「令和2年分年末調整のしかた」をご覧ください。



2 年末調整手続きの電子化(令和2年10月から)について

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、バックオフィス業務の簡便化ができるようになります。

※詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整電子化に向けた取り組みについて」をご覧ください。



3 年末調整関係用紙について

各用紙に不足等がございましたら、当該用紙をコピーしたものを活用することができるほか、国税庁ホームページからも取得可能です。

また、次の申告書用紙等については入力用ファイルも掲載しておりますので、必要に応じてダウンロードの上ご利用ください。

- (1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- (2) 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- (3) 給与所得者の保険料控除申告書
- (4) 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時的に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
 - ・ 納税について誠実な意思を有する。
 - ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
 - ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。
- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
 2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
 - ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%※）。
- ※ 令和2年中における延滞税の利率 申請による換算の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

- 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）
が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納税することが困難であること。
(注) 収入には事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、
譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。
(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の
税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。
- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ税特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めに御相談ください

- ▶ 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】8:30～17:00（土日祝除く。）

【電話番号】国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- ▶ 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- ▶ 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索

※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_ksyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html



誌上講演会Ⅰ

税理士 山端美徳

不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

リ サ 「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」にかかる印紙税の軽減措置が延長になりましたね。

サキ先生 そうですね。これまで平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成される契約書について、軽減措置の対象となっていましたが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに作成されるものについても、適用の対象となりました。

リ サ ところで、不動産の譲渡に関する契約書とは、印紙税額一覧表の第1号文書の「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」のうち、不動産に関する契約書が軽減措置の対象になるは何となくわかりますが、第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、軽減措置の対象となる文書はどのような文書ですか。

サキ先生 第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条で定められている建設工事に係る文書が軽減措置の対象になります。ここでいう建設工事とは土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をいいます。

リ サ 例えば、不動産譲渡代金や建設工事代金を受領した際に作成する受取書も軽減措置の対象になるのですか。

サキ先生 たとえ不動産の譲渡や建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約書に該当しないものは、軽減措置の対象にはなりませんよ。

リ サ じゃあ、建築物の設計については、建設工事には該当しませんか。

サキ先生 建築物の設計についても、建設業法第2条で定められている請負工事には該当しないので、軽減措置の対象なりません。

リ サ そうですか。建設に係る契約書などはすべて印紙税が軽減されると思っていたのですが、そういうわけではないのですね。



【筆者紹介】

やまと よしのり
山端 美徳

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」(清文社)、「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」(税務研究会)、「間違うと痛い!! 印紙税の実務Q & A」(共著、大蔵財務協会)等がある。

誌上講演会Ⅱ

産業カウンセラー 柏木勇一

家族のあり方も見つめ直す—コロナ後の日常

◆在宅勤務で知った家族関係

地域によって程度は異なりますが、新型コロナウイルス感染問題は、「ステイ・ホーム=家にいなさい」という現象が示すように、働く人々とその家庭にも影響しました。感染拡大が終息したわけではありません。コロナをめぐる様々な対応が、働き方や家族のあり方に与えた課題は大きく、新しい日常のあり方が問われています。

働く現場の変化は、在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの言葉に示されています。これも地域によって、そして工場など業種業態によっても異なりますが、「自宅での仕事に集中したいが、学校も休みでみんな家にいる。うるさくて集中できない。つい、妻や子どもに怒鳴ってしまった。どうしたらいいか」という相談が4月、5月は結構ありました。コロナウイルスが投げかけた問題のひとつとして、家族のコミュニケーションの重要性を感じました。「家族の新しいあり方を見つめ直す機会」と、とらえてみませんか。

◆家族みんなを尊重していますか

こういう質問を、相談をしてきた方に投げかけました。電話での話し合いです。ちょっと沈黙がありました。もし面談だったら、視線をずらして考え込んだかもしれません。出てきた答えは「急にそう言われても、尊重なんて普段は考えていませんね」でした。

家族間のコミュニケーションには、夫婦と親子という2つの関係性があります。どちらにも大切なことは、相手を尊重できるかどうか、ということです。子どもは子どもの、母親なら母親の、それぞれ異なる人格、価値観、考え方があることを忘れないでください。一応、ここでの子どもは、小学校高学年以上を想定しています。その人となりは形成されています。子ども扱いすると危ないです。自分本位の大人の考え方を優先して対応すると、親子の間に溝が生じます。夫婦間でも同じでしょう。

イライラしている時は、自分自身の価値観を前面に出している時です。いったん気付いたら、相手の立場も考えてください。学校に行けない、外で友達と遊べ

ない、子どもだって悩んでいるんだ、と考えることができれば怒鳴らないでしょう。この話をした時、相談者からは「みんな辛いんですよね」と納得の言葉が返ってきました。

◆アイ（I）メッセージのコミュニケーションを

これは、「あなたはダメだ。あなたは間違っている」と伝えるのではなく、「私はこう思う」と、自分を主語にして、自分の気持ちや考え、時には感情を言葉にして伝えることです。この話し方のメリットは、相手に意見を押し付けるような印象を与えないことです。つまり相手を尊重するコミュニケーションです。例えばテレワークの準備で資料を作成中、子どもが隣でゲームを始めました。「父親が仕事中にゲームとは何だ、けしからん」と思い、イライラが強くなると、「うるさい」と大声が出ます。こんな時「外に行けないからお前もイライラしているのは分かる。こっちの仕事が一段落するまで30分でいいからゲームはやめてくれないか」という言葉が出れば、子どもも分かるはずです。



コロナ禍がもたらした職場と家庭の変化。危機感を持つことも大事ですが、新しい試みを考え実現していく好機ととらえることも欠かせないでしょう。家族関係の見直し、親子間の信頼につながります。ここで示した、相手を尊重するコミュニケーションは、家庭だけではなく職場でももちろん通用します。ぜひ試みてください。

【筆者紹介】

かしわぎ ゆういち
柏木 勇一

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

管内イベント情報（令和2年11月～令和3年3月）

*各ブロック管内のイベントを掲載しました。詳細については、各ブロックにお問い合わせください。

冬渡祭・春渡祭（おたりや）

（於）鹿沼市今宮神社

12月10日（木）・1月10日（日）

15：00頃～20：00頃

古いお札・お守り等を燃やし、無病息災を祈願する。

鹿沼ブロック（☎0289-65-1111）

第17回わたらせ渓谷鐵道 イルミネーション各駅点灯事業

（於）わたらせ渓谷鐵道各駅

【足尾エリアの会場】／間藤駅・足尾駅・通洞駅・原向駅

12月6日（日）～2月28日（日）

点灯時間：17：00～最終列車通過まで（予定）

「間藤駅・足尾駅・通洞駅・原向駅」で異なる飾り付けをし、幻想的なひとときを楽しめます。より一層思い出深いものになるローカル線の冬の旅をお楽しみください。

足尾ブロック（☎0288-93-2267）

湯西川温泉かまくら祭

（於）湯西川温泉街

1月30日（土）～2月28日（日）

*雪の状況により変更になる場合があります。

日本夜景遺産「歴史文化夜景遺産」認定イベント。日中はソリ遊びや「かまくら」の中でバーベキューが楽しめる他、夜は河川敷に無数に並ぶ「ミニかまくら」にローソクの火が灯され、幻想的な光景が広がります。

きぬ姫まつり

（於）鬼怒川温泉郷

2月1日（月）～3月31日（水）

ホテル・旅館に飾られたお雛様めぐりや、つるし雛の展示を実施いたします。江戸時代などからの歴史あるお雛様もご覧いただけますので、ぜひご自由にお巡りください。

鬼怒川温泉 春節・鬼まつり

（於）鬼怒川温泉駅前広場

2月6日（土）～2月7日（日）

鬼怒川温泉で、節分と旧正月のお祝を体験してみませんか。鬼怒川温泉の「鬼」にちなみ、鬼怒川温泉駅前広場では、楽しいお祝イベントを開催いたします。

藤原栗山ブロック（☎0288-70-1171）

令和2年度 法人会セミナー（役員研修会）を開催！

去る9月29日（火）午後3時より、プライダルパレスあさの（日光市）において、「令和2年度法人会セミナー」を開催、鹿沼日光法人会の本会、支部、ブロックの役員38名が参加されました。

今回は、今年7月に着任となった、鶴見鹿沼税務署長による講話と質疑応答の2部構成での開催となりました。

例年、研修会後、役員相互の情報交換会を開催していましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、研修だけの実施となりました。



研修風景

まず、鶴見署長からは、「税金よもやま話」と題して、署長のこれまでの経歴、特例猶予、国税不服審判所についての内容の講話となりました。今後とも、このような税務研修会の開催を通じて、法人会役員はもとより、会員の皆様への税知識の普及に努めてまいります。

【研修及び質問内容】

（1）署長講話

- ①特例猶予について
- ②国税不服審判所の紹介
- ③適格請求書等保存方式の概要

（2）質問項目

- ①中小企業の事業承継税制について
- ②関税商品に対する消費税について
- ③国等から支給される補助金・助成金等の経理処理について
- ④節税効果の高い利益余剰金の積み立て方法について
- ⑤事前届出のない役員賞与の支給について

会員紹介

株式会社 平の高房館

【所属ブロック】 藤原栗山ブロック

代表者 山城 晃一

住所 日光市湯西川 1483

T E L 0288-98-0336

F A X 0288-98-0860

メール info@takafusa.jp

U R L <http://www.takafusa.jp>

湯西川温泉の奥に建つ豪壮な木造建築の宿。
温泉と囲炉裏焼きが自慢。源泉掛け流しの露天
風呂付古民家離れが大人気。



有限会社 山楽

【所属ブロック】 日光ブロック

代表者 古田 秀夫

住所 日光市安川町 10-19

T E L 0288-54-0292

F A X 0288-54-0157

メール info@nikko-sanraku.com

U R L <https://nikko-sunluck.com/>

西参道の入口で
90年前より営
業しております。
日光の美味しい
米、野菜、肉を
使って地産地消
のメニューを提
供しています。



7つの間違い探し

右の絵と左の絵には、相違点が7か所あります。
見つかりますかな？



■作者紹介 神谷一郎（かみや いちろう）

イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

*間違い個所がわかったら、ご応募ください。 全問正解者の中から抽選で3名様に「法人会オリジナルクオカード(1,000円分)を進呈いたします。当選者の発表は、クオカードの発送をもってかえさせていただきます。

*応募方法 ハガキに、「7つの間違い探しの答え」と記入し、ご応募いただく方の「郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号」と「答え（間違い個所をわかりやすく）」を記入して、下記まで、ご郵送ください。

【送付先】〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2 (公社)鹿沼日光法人会 事務局 宛 応募締切：令和2年11月30日(月)

前回（第28号）間違い探し『檀浦兜軍記』の答え

- ① カマ(左上)
- ② カンザシ(左)
- ③ 三味線の糸巻き
- ④ 指(男性)
- ⑤ バチ(左下)
- ⑥ 指(女性)
- ⑦ 館取(男性)

AIG



法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険

疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会のハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

宇都宮支店

〒320-0807

栃木県宇都宮市松が峰1-3-15 2階

TEL 028-346-4100 FAX028-346-4127

(B-152291 2020-01)

・・・表紙の写真説明・・・

竜頭の滝（りゅうずのたき）は、華厳の滝、湯滝と共に奥日光三名瀑の一つとされています。特に、紅葉シーズンは、木々の美しさと滝の迫力が大勢の観光客を惹きつけます。標高1350メートル。全長210メートル。幅は10メートル。

■発行所

公益社団法人 鹿沼日光法人会

〒322-0074 鹿沼市日吉町 718-2

TEL0289-65-1201

■発行人

会長 / 片柳 伸一

編集人 / 広報委員会



鹿沼日光法人会

www.kamaho.org